

対談

最低賃金を考える



大阪大学社会経済研究所教授 大竹文雄



同志社大学経済学部教授 橘木俊詔

はじめに

司会 本日はお忙しいところありがとうございます。 本日のテーマは、「最低賃金」です。一般的には、 最低賃金を引き上げると貧困者が救われて格差が縮小 するというように考えられているかと思いますが、経 済学的に検討した場合、果たして本当にそうなのか、 また今後望ましい最低賃金制度のあり方はどういった ものなのか、そういったあたりからお話を頂戴できれ ばと思います。

それでは宜しくお願いいたします。

*「最低賃金」の定義

大竹 最初に、最低賃金というのは一体何で、どういう役割を果たすべきか、それぞれの国で考え方というのは違っているのか、同じなのかというあたりから検討してみたいと思います。橘木先生はヨーロッパの経験もアメリカの経験も長くていらっしゃいますが、いかがでしょうか。

橘木 最低賃金というのは、ヨーロッパで最初に導入されたものですので、ヨーロッパで歴史的にどういう経緯があるかということになりますね。

産業革命のときに、労使関係が先鋭的に対立したために、労働者の生活水準が低くなるという事態を避け、 労働者が最低限の生活ができるだけの賃金を出さない といけないとなったのが、最低賃金成立の契機だと思います。そういうようなことから、ほとんどの国で最低賃金法が導入されたと。

大竹 それは、アメリカも同じですか。

橘木 アメリカは国の成立自体と産業革命がヨーロッパより遅いですから、ヨーロッパのほうが先だと、理解していいのではないでしょうか。

大竹 ヨーロッパの中でも、違いがあるようにも思 うのですが。

橘木 そのとおりですね。そこが非常に大事です。 最低賃金の決め方は国によってやり方が違います。1 番目の方法は、国が前面に出るもので、最低賃金法を 制定して、賃金の下限を保障する。2番目は、国では なく、労使に任せるかたち、全国レベルの労使団体交 渉で、最賃を決定するもの。それから3番目には、労 使といっても全国レベルではなく、産業別の団体交渉 で決めるもの。なお、労使交渉で決めた場合、組合に 所属していない人たちへの適用はどうなるかというの が問題になってきて、そこも国によって違います。以 上のように、大きく分けて3つあるわけです。

大竹 代表的な国はそれぞれどこでしょうか。

橘木 1番目は、フランス、オランダ、イギリス、アメリカ。2番目はベルギー、デンマーク。3番目はオーストリア、ドイツ、イタリアなどです。それから産業別で決めて、所属していない人には適用しないという国は、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンなどがあります。日本はどれにあたるかといいますと、日本は政府が法律によって決めていますので、第1番目のグループと考えていいのではないでしょうか。このように国によって違うというのは非常に重要な点だと思います。

大竹 日本の決め方では、地域別最低賃金だけではなくて、産業別もありますから、いわば1番目と3番目のハイブリッドのようなものでしょうか。

橘木 基本的には政府が決めるけれど、産業による 差や地域による差も考慮するという意味で日本はハイ ブリッドでしょうね。ただ、ヨーロッパの国々を見て も、職業・勤続年数などによって最低賃金額が細かく 決められているところがあります。

大竹 むしろそちらの方が多いのでしょうか。日本 は地域別最低賃金がベースで、あとは例外的に産業別 が少しということで、本当に最低限だけを決めますよ ね。

橘木 日本のやり方のほうが例外, つまり少数派だ と思います。

大竹 職業や経験をベースに、それぞれのグループ で最低賃金を決めるというのがヨーロッパでのやり方 の中心だと。

橘木 労使で団体交渉するということになると, ど うしてもそういう方向になるんじゃないでしょうか。

大竹 それではアメリカはどれになるのでしょうか。 橘木 アメリカは1番目でしょうね。アメリカは中 央政府と地方政府があるから、中央はあまりやらない。 アメリカは州が中心になります。

大竹 そうですね。先ほどのヨーロッパとは違って、 最低限だけを決めるんですよね。職種とか勤続年数は 考慮しない。

橘木 年齢だけは考慮しているようです。若年層は 少し最賃が低いですから。

大竹アメリカはそこだけということですね。

橘木 そういうことですね。

*「最低賃金」引き上げの効果についての『通説』

大竹 今回は、「『通説』を検証する」というのが 特集テーマです。世間一般や、法律を学んでいる人た ちにとって最低賃金の効果に関する通説というのは、 最低賃金を引き上げると低賃金の人たちの所得が上がっ て、貧困解消に役立つということでしょうね。

橘木 そうですね。逆に、経済学者の間では別の通 説があって、最低賃金を上げると雇用を削減する効果 があるために、失業者が増える可能性が高くなる。つ まり最低賃金はあまり上げない方がいいと。ただし、 これは主に近代経済学者からのものです。

大竹 経済学者の通説については私も少し整理して みたいと思います。経済学者の中で、市場の完全競争 を前提に議論する人たちの間では、労働市場が非常に 競争的である状況を考えると、最低賃金が雇用に与え る影響というのは、全く影響を与えないか、与えると すれば雇用を減少させる、どちらか2つしかないとい うのが通説です。

つまり、競争市場で決まる賃金よりも最低賃金が低ければ、最低賃金をその範囲で上げても、何の関係もないので、十分に低い最低賃金であれば全く効果はないというのが1つ。それから、もう1つは、競争市場で決まるべき賃金よりも高い賃金に最低賃金が決められたときに、最低賃金が引き上げられると雇用が失われる。これは経営側の理屈でもありますよね。要するに、賃金は生産性と等しいのだから、生産性よりも高い賃金を支払えという法律ができたら、そういう人たちを雇わないというのが、企業側の自然な対応であると。

橋木 完全競争モデルを仮定すれば、そういうことになるけれど、需要独占、つまり完全競争が崩れた状況では最低賃金を上げるとむしろ雇用が増えるという論理も成り立つわけです。マーケットがどういう状況にあるのかということを調べて、その通説を検証する必要があるのかなと。

大竹 そうですね。需要独占, つまり労働者にとって働ける場所が1カ所しかないという状況だと, 企業のほうは労働者の足もとを見るということです。需要独占のもとでは, 企業は雇用量を決定する際に, 人を雇いすぎると市場賃金が高くなり, 利潤が減ってしまうことを考慮して, あえて少なめの労働者を雇用します。そこしか働く場所がない労働者には, 生産性にみ

あった賃金を出す必要がなくて、仕事をしてくれる最 低限の賃金を支払えばいい。このような場合には、最 低賃金が引き上げられると、もとの労働者数を維持し たままでいるよりも、最低賃金で働いてくれる人全員 を雇った方が企業にとっては利潤が高くなります。こ れが需要独占の状況の場合、最低賃金の引き上げが雇 用量を増やす可能性があるというストーリーです。

実証の面でみると、経済学者の多くは、少なくとも 1990 年代半ばぐらいまでは、完全競争の世界の方が 正しいと考えていたのではないかと思います。少なく とも経済学の専門雑誌に掲載された実証研究のほとんどが、最低賃金が例えば 10%引き上げられたら、1% ぐらい雇用が減るという研究が多かったですね。

橘木 そうですね。

大竹 特に若年労働者が最低賃金レベルで働いているということで、若者の雇用に与える影響というのが盛んに実証研究されたわけですが、多くの研究では完全競争の理論的予測とかなり整合的だというのが、実証結果だったと思います。大多数の経済学者はそれを信頼していたと。

*最低賃金をめぐる先行研究

橘木 そういう経済学者のコンセンサスに対して一つのインパクトを与えたのが、有名なカード=クルーガーのアメリカの若者の最低賃金に関する研究です。それによれば、いや必ずしもそうではない、実態を見れば最低賃金を上げるとむしろ雇用が増えるという結論も導かれるということを言ったわけです。

これに対して、アメリカの学界、マスコミ、政党まで含めていろいろな論争があり、イエスかノーかで相当論争をやった。支持するしないは別として、国民の関心がとても高くなり、いろいろな人が論争に参加したという意味で非常に意義深いことだったと思います。日本では、最低賃金について発言している人の数はほんとうに少ないという悲しい現状がありますが、アメリカの論争を見ていると、日本でももっと大々的に、学者もマスコミも政治家も経営者も労働組合も出てきて、いろいろな形で論争をやるということが必要だと思っています。

大竹 そのとおりだと思います。カード=クルーガーは,経済学者の常識をひっくり返す実証結果を出したわけですよね。アメリカは連邦で最低賃金を決めていて,それ以上であれば州によって異なることはかまわ

ないのですが、彼らは最低賃金の変化の州による違い を用いて、若年労働者の失業といった雇用に与える影響をうまく取り出しました。

一番有名なのは、ニュージャージー州で最低賃金が引き上げられた際に、ファーストフード店の雇用量の変化を、最低賃金が引き上げられなかった隣のペンシルヴァニア州と比較した研究です。それまでの経済学者の常識とは逆に、最低賃金が引き上げられたニュージャージー州のファーストフード店の雇用が少し増えたという結果が報告されました。それが非常に大きなインパクトを与えた。その結果、大きな論争が巻き起こったと。

ただ、日本とアメリカの違いとして、最低賃金のレベルそのものが、アメリカと比べて相対的に低くて、そこで働いている人たちの人数割合が少ないということがあります。最低賃金とは関係のない人が多いために、2007年改正の際にもアメリカほど議論が盛り上がらなかったのではと思います。参院選での民主党の躍進もあって多少の議論はありましたが。

橘木 多くの研究を見る限りにおいては、最低賃金を上げることによって、所得分配の不平等を解消することに貢献する度合いというのは大きくないということと、貧困を削減するのに、そんなに大きな影響力があるわけではないというのがコンセンサスでしょう。

ただ、貧困を削減するためには、むしろ働いていない人をどうするかという方が重要です。既に働いている人の賃金を10円とか20円上げても、貧困削減には貢献しないというのはそのとおりだと思います。繰り返しになりますが、貧困削減のためには働いてない人を働かせるのが最も大事なことでしょう。

大竹 最低賃金が所得分配にあまり影響を与えないという理屈は2つぐらいあると思います。1番目は、特にアメリカで言われることですが、最低賃金水準で働いている人たちは、ほんとうに貧困家庭なのかという問題です。例えば、主婦や豊かな家庭の子供であって、別に彼らそのものの生活水準が低いわけではない、単に補助的な仕事をしているだけだということです。だから、最低賃金が上がっても、生活水準を引き上げるという形にはならないのだと。2番目は、貧困者はそもそも働いていない人が多いので、最低賃金引き上げが彼らの生活水準に影響を与えないというものです。

橘木 それは非常に重要なご指摘ですね。私の調べた限りにおいても、日本で最低賃金あたりにいる人、

あるいは最低賃金以下の人というのは、若者と家庭の主婦、この2つに集中しているんです。今までの日本社会では、そういう人たちは低い賃金でも生活に困らないのでよかった。ところが、今や世帯の属性が随分変わってきて、単身だとか、離婚した人というのが増えてきたり、若者もいつまでも30代、40代、50代のフリーターというわけにはいかないとなってきた。主婦も若者も自分の稼ぎで生活していかなければならない人に変わってきているわけです。ということは、背後に親と夫がいるから、そういう人たちの経済は苦しくないんだという論理を用いて、日本の最低賃金を抑えていくという論理は消えたというのが、私の考えです。だから、最低賃金は上げる必要があると。

大竹 最近カード=クルーガーの説の反対の論者であるカリフォルニア大学アーバイン校のニューマーク教授がカード=クルーガーの研究も含めて、最低賃金に関する研究を、アメリカのみならず世界中徹底的にサーベイした。そうしたところ、最低賃金を引き上げたら、雇用にマイナスを与えている研究の方が多かったということです。

それでは、なぜ、そういう結果になったかということですが、一つには、カード=クルーガーの研究はあまりにも短期的な影響を強調しすぎたんじゃないかというのが、ニューマークの仮説です。カード=クルーガーが分析対象とした期間は最低賃金引上げ後1年以内だったのですが、もう少し長期的に影響を考えてみる必要があったのではないか。経営者にとってみると、最低賃金を引き上げられて、すぐに従業員を解雇するかというと、それはなかなかできない。採用を抑制したり、あるいは機械化などを進めていったりという対応というのは、時間をかけて出てくるということです。

もう一つには、特定の産業の雇用者だけを見たからではないかと。例えば、ファーストフードというのは、低賃金労働の中でまだいいほうかもしれなくて、それより競争条件が悪い部分の低賃金労働の企業はどんどんつぶれていって労働者がファーストフードレストランに移ったのではないか。つまり、低賃金労働者全体を見れば、実はあまり雇用は増えてないんじゃないかというのが彼の推測です。だから、そういう意味では雇用にプラスの影響があると言うのはなかなか難しいのではないかというのが、102本の実証研究を展望したニューマークの結論です。

*最低賃金引き上げがもたらすもの

橘木 実証研究はそういうのが多数派だというの を認めた上で、次のような議論ができないでしょうか。 雇用に悪影響があって、世の中に失業者が増えてくる のであれば、そういう人たちを、他の企業や産業で雇 用できるような政策を同時にやればいいのではないか。

最低賃金を上げたら、企業は労働費用が増えて、どうしても解雇せざるを得ないということになったときに、ほかの産業なり、ほかの企業で雇える可能性があるのだったら、問題はそんなに大きくならないという議論もあり得ると思うのですが、いかがでしょうか。

大竹 それは、例えば、政府が、何か補助金を出してということですか?

橘木 補助金だけではなくて、例えば、政府が強力な景気対策をとって雇用をもっと創出するような政策を同時にやれば、たとえ失業者が増えても、その人たちを雇用できる可能性が高くなる可能性があるのではないでしょうか。

大竹 ただ、生産性よりも高い最低賃金になったときにはそういう企業は出てこないのではないでしょうか。

橘木 経済学の考え方には新古典派とケインズ派の2つがあって、新古典派は、そういう政策は機能しないだろうと言うだろうけど、ケインズ派には雇用を増やすこともできるという考え方もありますよね。

大竹 そういう失業問題が総需要の不足が理由で生 じているのであれば、失業の対処策は総需要管理政策 で対処すればいいじゃないかということですか。

橋木 それと、これは少し過激かもしれませんが (笑)、今の最低賃金では実際食べていけない。いろい ろなところで実証実験もあるように、実際に食べてい けない額であるというのは、大体のコンセンサスがあ ると思います。そういう賃金しか出せない企業は非効 率な企業なわけで、そういった企業には退場してもらっ て、もっと効率の高い企業がかわりに出てくるという ことを期待するというのもあり得るのではないでしょ うか。

大竹 そうした企業は最低賃金がなくても,退場するはずです。人は生産性が高くて賃金も高いという企業で本来働くはずですから。

橘木 労働移動が自由であって, なおかつ情報が完 全であれば, そうした仮説も成り立つでしょうが, 必 ずしもそうではないのではないか。

大竹 企業の方も、それは同じことだと思います。 低い賃金で働いている人たちの労働市場に行けば、今 より少しだけ高い賃金でその人たちを雇うことができ るわけです。もちろん、最低賃金が引き上げられるこ とで、企業の新陳代謝を高める機能があるというのは よくわかります。

橘木 企業の退場と参入をもう少しスムーズにやれば、いつまでも非効率な企業を残していく必要はない。 大竹 そうです。ただ最低賃金でなくても、企業の 参入・退出を促進するような規制緩和をすればいいと 思うのですが。

橘木 同時にやった方がいいと思うのです。最低賃金を上げる効果が負になるのであれば、そういう政策も同時に必要だというのが私の考えなのですが。

大竹 私の考え方はもう少しラディカルかもしれないのですが、最低賃金で働く人というのはサーチしない、つまり職探しをあまり一生懸命やっていない可能性がある。そこには色々な事情があって、例えば、遠くに働きに行けないという事情の人もいるかもしれませんし、ただ面倒くさいという理由の人もいるかもしれない。あるいは、非常に生活が苦しくて、1日も早くお金が欲しいので、ジョブサーチを1週間もできないという人もいるかもしれない。ということであれば、本来もう少しじっくりサーチすれば、もっといい職があるかもしれないのに、そうした我慢ができない状況のために低賃金労働を選択しているかもしれない。

それは、職場がその地域に1つしかないというような普通想定される需要独占状態ではなくて、もう少しゆっくり待てるのであればいい仕事を探せる状況にあるにもかかわらず、待てないという特性を持った人が、低賃金労働についている可能性があると思います。

橘木 確かにそうだと思うのですが、ではなぜ非常 に低い賃金で働くことを選択するかというと、その人 たちの生活が非常にせっぱ詰まっているということが あるのではないでしょうか。

大竹 そうですね。ただ本当にすべての人がせっぱ 詰まった状況にあるのかどうかはわからないと思うん です。

橘木 それは、実証しないといけませんね。

大竹 実証が必要ですね。なぜ私がこんなことを考えるかというと、消費者金融の上限金利規制の話からです。消費者金融の上限金利規制の議論というのは、

今の最低賃金の議論と全く同じです。上と下は逆ですが。金利を低くすると、きちんと返済できる人も少しでもリスクがあればお金を貸してもらえなくなる可能性が高いので、上限金利規制はよくないと。つまり、ほんとうに貸してもらいたい人たちが、貸してもらえなくなるからというのが、上限金利規制に反対する経済学者の議論なんです。先ほどの、本人は雇われたいのに、最低賃金があるために雇われない人たちが出てくるという通説と全く一緒です。

もし、需要独占的な状況であるとして、上限金利の 引き下げや最低賃金の引き上げで状況が改善されると いうストーリーならば、どうなるか。金利を引き下げ ると貸出額が増える。独占ではなくなるから貸出額が 増える。雇用についていえば、最低賃金を引き上げる と雇用量が増える。独占ではなくなるから、雇用量が 増えると。そういう意味で改善につながるというのが、 独占の状況を使って説明する場合の議論ですね。

ところが、実際今回の金利の引き下げで何が起こったかというと、貸出量が減ったのです。それはちょうど雇用が減るのと同じ話です。ただ、私はそれでもいいかもしれないと思っています。つまり、消費者金融は、借りてはいけない人たちが借りている可能性がある。にもかかわらず、高い金利で貸すことが許されていると、消費者金融会社も貸してしまいますので、結局借り手側が後で苦しむということが起きる。上限金利が下げられると、会社側は少しでも危なそうな人には貸さなくなるので、後で苦しむ人たちが減るという効果があるのではないかと。それはいいことかもしれません。一方、高い金利でも借りることができた方が幸せだったという人もいると思います。このどちらが多いかが重要な問題です。

それと似たことが、最低賃金付近で働いている人たちの一部にあるかもしれません。もしそうなら、低賃金のオファーを禁止すれば、仕事を探すまでに時間はかかるかもしれないけれど、見つけた仕事はいい仕事だけになっていく。たとえ少し失業期間が長くなっても、きちんとサーチして、良い仕事につける方が本人にとってもいいのではないでしょうか。

橘木 実際、今の日本で長くサーチをやれる余裕があるかということになると、日本の雇用保険制度では失業保険をもらえる期間が諸外国と比べてかなり短いので、サーチ理論で期待されるサーチが日本ではまだできないということは言えると思います。

大竹 そうですね。ただ失業保険をもらえる期間は一応ある程度ありますが、そうではなくて1、2日も待てないような極端な人たちが貧困層に一定の割合でいると思うのです。消費者金融に駆け込む人と、日雇い派遣で働いているような人たちというのは、かなりオーバーラップする。だから、1、2日の余裕もないというタイプの人たちが、ある一定比率存在していて、消費者金融も日雇い派遣業もそうした層にある程度つけ込んでいる可能性がある。最低賃金の引き上げで、雇用量は減るかもしれないけれど、こうした状況がなくなるのであれば、それは望ましいことかもしれません。このあたりの判断はとても難しい問題です。

*日本における最低賃金の現状

大竹 ここまで主に理論的な検討を行ってきたわけですが、それでは日本の最低賃金の現状についてはどうお考えでしょうか。

橘木 日本の最低賃金制度にはいくつか問題点があると思います。まず、これはよく指摘されていることですが、生活保護基準の支給額よりも最低賃金の方が低い。これは政府も認めているところです。働いている人の所得の方が、働かない人よりも低いというのでは、どう考えても勤労意欲にマイナスになりますので、最低賃金は少なくとも生活保護基準よりも高くする必要があると。

大竹 その点は、今回 2007 年 11 月の最低賃金法改正で、第 9 条第 3 項に「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようにする」「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」旨が盛り込まれ、最低賃金と生活保護の関連が初めて法律で明記されることになりましたね。

橘木 そうですね。ただ具体的にどこまで引き上げるかということと、この逆転現象を覆すために生活保護基準を下げるという案が当然出てくることが考えられますので、この点が今後の課題でしょう。生活保護基準を下げるというのもある程度は必要だと思いますが、最低賃金を引き上げる政策の方がはるかに重要な意義があると、私は考えています。

2番目に、諸外国と比べて、日本の最低賃金の額が低すぎるという現状があります。フランスやイギリスは1時間当たり1200円ぐらいなのですが、日本は、600円台後半です。アメリカも日本と同じくらい低かっ

たのですが、最近最低賃金法が改正されて 800 円台になりましたので、国際的に見て、日本の最低賃金が目立って低くなっています。

3番目に、日本では最低賃金についてあまり関心が もたれていないということです。なぜあまり議論にな らなかったのかというと、これまでの日本には、最低 賃金付近にいるのは主婦や若者で、そういう人たちは 背後に夫や親がいて財政的な支えがあるから賃金が低 くてもかまわないというコンセンサスが、長い間あっ たからです。ただ、もうそのコンセンサスは捨て去ら なければならないと思います。

大竹 生活保護との関係についてですが、最低限度の生活水準というのは何かというのをきちんと調べて、生活保護の基準もそこに合わせていくということはやっていくべきだとは思います。地域別に非常にばらつきがあるというのも事実ですから。

橘木 生活水準や物価水準は地域によって違います からね。

大竹 そうですね。それからアメリカやイギリスではいわゆるワークフェアの考え方があって、それは勤労所得の税額控除という形で実現されています。今の日本の生活保護の問題点として、働きだして賃金が増えても、その分だけ生活保護が同額減額されるという形で100%課税される形になっているために働く意欲を減退させてしまうということが言われています。アメリカ、イギリスの場合は、生活保護の部分と働いて得た所得を合わせた手取り額の合計が増える形になっている。そういう組み合わせが生活保護水準を上げていくというときには必要ではないかと思います。

橘木 それは賛成です。それから4番目の論点として、あえて言えば、日本には最低賃金以下で働いている労働者がかなりいるという事実があります。ディヴィッド・メトカフという LSE (London School of Economics and Political Science) の労働経済学者によると、日本は最低賃金以下で働く労働者が10%いると。これには根拠がないという批判もあるのですが、実は私もこの点には関心があって、自分でも『賃金構造基本統計調査』をベースに推計をしてみたところ、パートタイマーを中心にして、10%前後という数字が出てきました。厚生労働省の公式発表では2、3%となっていますが、実態はもう少し多いのではないかという気がしています。

大竹 それは、国際的には高い方なのですか。

橘木 フランスが 12%で一番高くて、日本は 10% という数字が出ていますね。

大竹先生はこのあたりについてどのようにお考えで すか。

大竹 まず実態がよくわからないということはあります。統計の誤差の問題,つまりサービス残業みたいなものも含めて考えるから最低賃金より低くなる人がたくさん出てくるのか,そうではなくて,本当に最低賃金より低いところで働いている人たちが大勢いるのかというあたりがはっきりしていない。

橘木 実態をきちんと知る努力をしないといけない と。

大竹 そうですね。最低賃金近辺もしくはそれ以下にいる人はどういう属性の人なのか、どのくらいいるのかというようなデータがきちんと把握できるよう賃金統計を整備することが重要でしょう。そういったデータがあれば、日本やフランスではなぜ最低賃金以下の人がそのように多いのかということについてもよりきちんとした議論ができると思います。

橘木 最低賃金以下の人が多い理由としてあえて言えば、法律はあっても、実態としては、そういう最低賃金以下でも働きたいという人がいると、そのまま働かせてしまうというようなこともあるのかもしれません。

それから、日本の場合監視体制そのものがまだまだ 不十分だということもあると思います。最低賃金の問題だけでなく、サービス残業など働く人たちの現状を 行政側がどれだけ認識しているかというと、日本はまだまだ不十分です。ただ、その是正のために人手を増やそうとしても、財政赤字なのに公務員を増やすというようなことはだめだという反論があるでしょうね。 公平に事を運営するにはコストもかかるということが 社会のコンセンサスになるといいのですが。

大竹 日本は監視にコストをかけていないということですね。

橘木 そこまでは言い切りませんが、それも一つの 要因ではないかと思います。もう一つは、最低賃金の 罰則規定が弱いことです。現状では企業はもし最低賃 金法違反で摘発されても、罰金をいくらか払えばそれ で済んでしまう。要するに監視も弱いし、罰則も弱い と。だから、悪いことをやってもいいのではないかと いう雰囲気が、日本の社会全体にあるのではないかと いう気がしています。 大竹 それでは、経済学的に言えば、監視コストを あまり上げない代替案としては罰則を強くするという ことが考えられるということですか。実際、昨年の改 正では罰則が引き上げられましたね。

橘木 罰則を強めるというのは、効果があると思います。

大竹 最低賃金法を定める以上、それはきちんと守られなくてはいけないですよね。だから、ルールをつくる以上、それを守らないものは取り締まるべきだと私も思います。ただ一番大切なところはどのようなルールにするのかという部分をしっかり議論すること。きちんとした検討を踏まえた上でいったんつくったルールについては、守る人と守らない人の間で不公平が生じないようにしなくてはいけないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

橋木 最低賃金法のような規制は、経済活動を阻害 するからむしろこんな法律はもう要らないという極論 をいう人もいますが、そうした意見についてはどうお 考えですか。

大竹 それは、人間に合理性があるかどうか、人々がサーチできるような貯えをもっているかどうか、によると思います。先ほど言ったような、きちんとしたサーチをせずに賃金労働を選択してしまうような人たちがいるのであれば、規制はあった方がいい。

橘木 やはり最低賃金法はあった方がいいと。

大竹 一概にあった方がいいということではなく, そこは人間の合理性や資産の状況によると考えていま す。

* 産業別最低賃金

橘木 日本では今、最低賃金を地域と産業で区別 をしていますが、経営側からは産業別についてはやめ てほしいという要求がありましたね。

大竹 私自身は産業別はやめた方がいいという意見です。最低賃金の役割というのは、結局買い手独占で買いたたかれる人たちを、どうやって防ぐかということなわけです。買い手独占の状況はどの賃金水準の労働者であっても生じる可能性があるので、それを職種別に防ごうというのが、ヨーロッパの考え方だと思います。ところが、日本ではそういう職種別の労働市場がはっきりしていないために、これがうまく機能していない。結果的には最低レベルの賃金水準で買いたたかれている人たちを救うということしかできない。

これが地域別最低賃金の考え方になると思います。 産業別最低賃金というのはヨーロッパの考え方を持っ てきて、もう少しレベルの高いところの最低賃金を規 定しようとしたわけですが、実態として、日本では産 業別最低賃金も非常に低いレベルになっている。基幹 労働力の最低賃金を規定するという形にはなっていない。

このように産業別最賃の本来の趣旨が損なわれています。すなわちある程度レベルが高い仕事をしているけれども、買い手独占になっていて、買いたたかれているという人たちを救う仕組みになり得ていない現状では、コストの方が大きいのでやめてしまった方がいいと思っています。

*地域別最低賃金

大竹 今,産業別の話をしましたので、次に地域別についても考えてみたいと思うのですが、現在地域間の最低賃金は少し差があって、地方で低め、都市部で高めということになっていることについて橘木先生はどうお考えですか。

橘木 この問題では北海道大学の安部由起子さんが 非常にいい研究をされていますよね。東京など都市部 では、最低賃金近辺で働いている人は実際それほど多 くはないので、あまり気にしなくてもいいと。むしろ、 地方、例えば沖縄とか北海道とか、そういうところに は最低賃金近辺で働いている労働者がたくさんいて、 こういう人たちをどうするかというのが大事なわけで す。だから、この人たちの最低賃金をもっと上げない と生活が困るという実態を解決するためには、地方に もっと権限を与えて、最低賃金を地方ごとに決めると いうこともあってもいいのではないか。

その結果最低賃金が上がって企業が苦労するのであれば、そこはまた別な対策を講じるという方向性では どうかと思っているのですが。いかがでしょう。

大竹 最低賃金付近の人が多いということになると、 逆に引き下げようとする動きが出てくることも考えられないでしょうか。引き上げはあまりにも影響力が大 きいので、むしろ引き下げることで平準化をはかろう とすると。

橘木 その可能性はあるかもしれませんが、でもこれ以上は下げてはいけません。食べていけなくなって しまいます。

大竹 でも、その地方で住み続けなければいけない

というわけではないですよね。都市部に移るという選 択肢もあるわけですから。

橘木 それも、一つの代替案としては非常に有力な 根拠になるとは思いますが、実際、年老いた親を地方 に抱えていて東京には移れないとか、逆に東京で高い 賃金を得て働いていたけれど、地方で親が要介護になっ て、東京の仕事をやめて地方に移る人もいる。そうい う風に考えると、個々にはそれぞれの事情があって、 経済的合理性だけで労働移動できない実態があるとい うことも考えなくてはいけないと思っています。

*2007年の最低賃金引き上げについて

大竹 最低賃金引き上げ額については近年ほとんどゼロの状態が続いてきていたわけですが、今回は全国加重平均で14円と久しぶりに大幅に引き上げられました。今回の引き上げについてはどのようにお考えでしょうか。

橘木 最低賃金が日本では低すぎるということが、 社会的なコンセンサスになったという意味で画期的な ことだと思います。ただ、引き上げ額についてはまだ まだ不十分だと思いますね。

10 円くらいの増額では、月額にしても何千円程度 上がるだけです。NHK の京都地方局が実施した最低 賃金で食べていけるかという実験に私も関わったこと があるのですが、その実験では100人ぐらい参加して 最後まで残ったのはたった1人でした。最低賃金の額 ではフルタイムで働いても食べていけないという現状 が、今でも残っていると思うのです。

そういう意味で、「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」という文言が法律に盛り込まれた以上は、上げるのであればもう少し上げないといけない、というのが私の主張です。

大竹 そうですね。ただ、最低限度の生活水準をどこに設定するかといったときに、実際には色々な生活水準の人がいますので、どこを最低限度として決めるかということはなかなか難しいように思います。ですから、先ほど橘木先生がおっしゃった NHK が実施したような実験で適切な最低賃金額を検証するというのもなかなか難しいのではという印象もあります。

橋木 でも、実証経済学の観点からいうと、最低賃金で食べていけるか、食べていけないかの実験というのも大事なのではないですか。

大竹 大事なのですが、そうした実験に参加する人

をどういう人にするかによって結果が違ってきてしま う可能性があると思うのです。最低賃金以上の生活を している人が耐えられなくても、現在実際に最低賃金 で暮らしている人たちなら、なんとか暮らせると考え ることがあるかもしれません。実験参加者の現在の生 活レベルによって、結果が違ってきてしまうおそれが あるので、こうした実験で最低賃金額を決めようとす るのは難しいのではないかなと。

橘木 実験方法については検討の余地があるかもしれませんね。でも、この実験でも現在の最低賃金額で暮らせない人が大半であるということはいえると思いますので、最低賃金を上げる必要はあると言っていいと思います。

大竹 そうですね。私も最低賃金を引き上げる必要がないと考えているわけではありません。もともとはそんなに引き上げる必要はないと思っていたのですが、消費者金融の研究をするようになって、経済学者が想定しているような合理的な行動をとらない、余裕がなくてそれができない人というのが実はかなりいるということがわかったわけです。だから、その人たちの行動を変えたり、企業がそうした人たちの弱みにつけ込めないようにする規制というのは必要かなと。

経済学者の発想でいくと、消費者金融の話なら、高金利でも喜んで借りているのだからいいじゃないか、 低賃金労働についても本人がそれでいいというならいいではないかというのが普通の考え方なんです。でも、 例えばパチンコがしたくてつい消費者金融に駆け込む、 今遊ぶお金が欲しいから、あるいは今日生活していくために日雇い労働を受け入れるということが現実には 往々にしてあるわけです。規制を設ける際には、人は必ずしも合理的に行動しないということを前提にして、 そうした事態を防ぐようなものにしていくことが必要かと思います。

アリとキリギリスではないですが、そのときはいいと思っても、長い間そういうことをしていたら、結局 そこから抜け出せなくなって、後々悔やむことにもなるのではないか。そういう人たちを守るために、賃金に規制を設ける正当性はあると思っています。ただし、そうした規制が強くなりすぎると、大多数の合理的な人たちが被害を受けます。そのことは常に考慮すべきです。

橘木 日本の最低賃金引き上げの障壁になっている 理由の一つに、今の中小企業は最低賃金あたりの賃金 しか払えないという現状があります。これは政府も認めているところです。中小企業には下請のところが多いので、大企業が下請企業に対してあまり納品価格の引き下げを求めないようにすれば、中小企業の従業員に対する支払い能力も上がるのではないか。政府もそのことは盛んに言っているのですが、大企業はなかなかそれに乗ってこないという現状があると思います。

大竹 そうですね。問題の根本は低賃金で働く人た ちが現実にいるということだと思うのです。

橘木 繰り返しにはなるのですが、中小企業の生産物の価格が、大企業に納品するときに上がれば、中小企業の収入は増えるのだから、賃金の低い人たちの賃金を上げることもできるわけです。このことは政府も盛んに提唱しています。中小企業を元気にしなくてはならないということを言っているのですが、なかなか成功していません。

大竹 最低賃金以下の労働者がいる理由の一つの可能性としては、まず労働者が非合理的な行動をとって、低賃金の労働を受け入れてしまっていることがあると。

橘木 合理的に行動しなくてはいけないということですね。

大竹 ですから合理的な行動をとらない人、あるいは蓄えがなくてサーチ活動ができない人を想定して、最低賃金を引き上げるというのは一つあると思います。それからもう一つの解決策としては、企業の参入を活発にするような規制緩和が大事だと思います。

橘木 中小企業が大企業に納入するときの価格を上 げろという政策はできないと思われますか。

大竹 難しいと思います。違反があった場合に、それをどうやって規制するのかというのは難しいのではないでしょうか。企業間取引の価格規制などということはできないと思います。

橘木 難しいでしょうか。でも政府はそうあってほ しい、と述べています。

大竹 今のシステムで大企業が超過利潤を得ているというのであれば、そこの競争条件を厳しくすることで、超過利潤を減らしてでも競争する企業は出てくるはずですので、中小企業の納品価格が買いたたかれるのを防ぐためには、製品市場の競争条件を厳しくすることは考えられるのではないでしょうか。

おわりに

大竹 最低賃金制度がもたらす効果について、様々な面から検証してきたわけですが、今後より有効な制度にしていくためにも、まずはきちんとしたデータが整備されることが必要だと私は考えています。ですから国には最低賃金近辺で働いている人たちの実態をきちんと調べ、より詳細な統計を出していってほしいと思います。

橘木 データがそろっていない背景には、これまでの日本の社会では最低賃金に関する関心が高くなかったことがあるのではないでしょうか。ただ、今回最低賃金についてはかなり世論も盛り上がったと思いますので、今後は全国的な調査を実施したうえで、それを踏まえたより詳細な分析と議論を行っていくことが重要だと思います。

大竹 最低賃金に限らず、低賃金労働者の実態についてももっと研究が進むことが求められますね。

橘木 そうです。現在の日本社会では格差よりもむ しろ貧困のほうがはるかに深刻だという認識をもって いますので、もっと多くの人がこの分野に関心を持っ て発言していってほしいと思います。

(2007年12月20日:京都にて)

日本労働研究雑誌 11